

平成 21 年 12 月 9 日
社会保険庁サービス推進課

年金相談における受給要件の確認について

【現 状】

- 1 年金受給要件の確認については、相談者よりこれまでの年金加入記録に関する履歴等についてよく聞き取った上で、窓口装置により、被保険者記録を確認し、当該記録だけでは受給要件を満たさないとされる方には、年金受給に必要な期間を確認するためのフローチャートや「年金受給要件に関する確認事項」(チェックシート)により、合算対象期間等の有無について確認し、また、期間計算の誤りを無くすために計算シートを用いて加入月数の集計を行い、受給要件の有無について判定している。
- 2 1の結果、
 - ① 合算対象期間を含んだ被保険者期間だけでは受給要件が無く、任意加入を行えば満たし得る方にはその旨
 - ② 任意加入を行っても受給要件を満たさない方にもその旨を文書でお渡しすることとしている。
(上記1・2の取扱いは、平成21年5月13日事務連絡(資料3-2)で指示)
- 3 さらに、平成21年7月1日からは、年金記録の円滑な確認のための「私の履歴整理表」(資料3-3)を、社会保険事務所に備え置くとともにホームページにダウンロードの様式を用意している。

【今後の改善策】

無年金者へのお知らせはがきの発送に合わせて、今週中に以下の対応を行う予定。

- 1 現在、手計算で行っている上記1の計算シートについて、加入月数の自動計算ができ、さらに、生年月日に応じた期間短縮要件を考慮して受給要件の有無が自動表示できるようエクセルシート(資料3-4)に改良
- 2 「私の履歴整理表」に期間計算のため入力欄を追加した様式(資料3-5)を作成し、ホームページに用意
- 3 年金相談時に従来から相談者にお渡ししている資料に加えて、1で使用したフローチャートや計算シートをお渡しする